

## コンプライアンス基本方針

令和 元年10月27日  
NPO法人山梨県スキー連盟  
会長 岡 武 男

はじめに

今日、スポーツ団体はじめ各種組織に対する社会的責任や公共的使命を要求する機運が高まっています。それに応えるためには、私たちNPO法人山梨県スキー連盟は、法令や社会的規範を遵守して、事業活動を行うことが重要であります。

また、そのような運営姿勢こそが、明るくて公平なスキー活動環境を築き、事業活動を通してスポーツの発展に貢献していくことにつながり、スポーツ界のみならず社会からの信頼と評価をいただけるものと考えます。

ここに掲げるコンプライアンス基本方針は、すべての役員・会員が率先して守らなければならない基本原則です。我々の目指すところは、公正かつ適切な運営を実現し、NPO法人山梨県スキー連盟に与えられた社会的責任を果たしていくことです。

私たちNPO法人山梨県スキー連盟の事業活動は、冬季スポーツの中心的存在として長い歴史があり、これからもスキーの安全で高度な技術の普及発展を使命とする責任は非常に重要です。

今回、ここに、当連盟のコンプライアンス基本方針を作成するにあたり、私たちNPO法人山梨県スキー連盟の役員・会員は、等しく誠心誠意、基本方針及び連盟活動に関する法令・規則を遵守し、より一層論理的な組織運営を構築していくことを宣言します。

## 1 目的と基本姿勢

このコンプライアンス基本方針は、当連盟の事業を遂行するうえで、特に重要と思われる問題に関してまとめました。したがって、すべてを網羅するものではなく、あくまでも基本的な考え方を示したものです。

ここで、触れていない問題、または自分だけでは答えを見つけにくい複雑な問題等については、所属クラブの会長や新設するコンプライアンス担当に相談してください。

もし、相談や報告に対して何らかの報復が加えられるようなことがあれば、事実関係を調査し、それを正していきます。私たちは、公正な環境でスキースポーツの発展に貢献していくことを目指していきます。

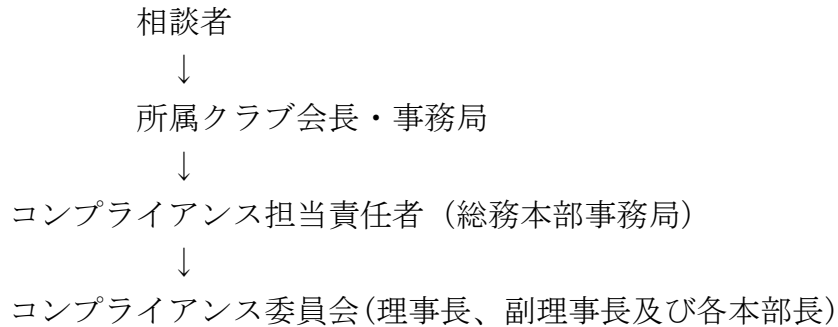
## 2 連盟活動の行動指針

- (1) 連盟活動のあらゆる場面で、関係法令を厳格に順守します。
- (2) スキー技術の研鑽及び普及啓発活動を通して、スポーツの発展に努めます。
- (3) すべてのスキー関係者が安心・安全な環境でスキーを楽しむための十分な安全対策に努めます。
- (4) 会員一人ひとりを公正・公平に評価し、各種事業に取り組みやすい環境を実現します。
- (5) 恵まれた自然環境がスキー発展に欠かせないことから、地球環境の保全に努めます。
- (6) 会員や関係者と健全かつ透明性の高い関係を構築します。
- (7) 反社会的勢力を排除し、不法行為及び不当要求行為を断固拒否します。
- (8) 地域社会の一員として、社会貢献活動に取り組みます。
- (9) 会員はじめ関係者に対し、適時適切に連盟情報を提供します。
- (10) 本基本方針を尊重して事業活動に取り組むとともに、本基本方針に反する事態が発生した場合には、原因究明と再発防止に努めます。

### 3 組織体制

#### (1) 相談窓口

日常の業務において、コンプライアンスの観点から疑問が生じた場合は、



#### (2) 内部通報窓口

連盟内で違反行為が行われている場合には、直接コンプライアンス担当責任者に通報してください。

通報の方法は、メール、手紙、電話等のような方法でも構いません。

なお、違反行為について、通報が外部から寄せられた場合についてもコンプライアンス担当責任者において受付、内部通報に準じて処理を行います。

### 4 行動基準(守るべきルール)

- (1) NPO法人山梨県スキー連盟の定款をはじめとし、すべての法令・規則等の厳格な遵守をします。
- (2) 個人情報、適切に入手・管理し、本来の目的以外に利用しない。
- (3) 表示、説明等の情報の開示にあたっては、事実と異なる内容をしない。
- (4) 会計処理にあたっては、会計原則にはかり、適正に行い、伝票、証拠書類の虚偽、隠ぺいは行わない。
- (5) 反社会勢力との関係は、一切しない。
- (6) 廃棄物の処理、土壌汚染防止等、環境保護の意識向上に努める。
- (7) 会員等の接遇にさいしては、会員等の人権を尊重するとともに、人種、信条、性別、宗教、国籍等や、その他個人的な特性に基づいた差別は、いかなる場合でもあってはならない。

(8) セクシャル・ハラスメントの禁止

性的な嫌がらせや地位、立場を利用した嫌がらせ、また、それらと誤解されるおそれのある行為を行ってはならない。

(9) パワー・ハラスメントの禁止

社会的地位の強い者が、自らの権力や立場を利用した嫌がらせ、また、それらと誤解されるおそれのある行為を行ってはならない。

## 5 違反者に対する措置

このコンプライアンス基本方針に違反した者や違反行為を放置した者については、処分する。